

### 第3章 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

本制度が施行された昭和26年1月から令和3年度末までに162件の不服の裁定事件が係属し、160件が終結している。これを関係法律別にみると、採石法関係が最も多くなっている（表2-3-1、付録4参照）。

令和3年度に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された1件と3年度に新たに受け付けた1件の計2件であり、2件ともが4年度に繰り越された（表2-3-2）。

表2-3-1 関係法律別不服の裁定事件処理状況

（令和4年3月31日現在）

（単位：件）

| 関係法律<br>処分区分 | 認 容 | 棄 却 | 却 下 | 取下げ | 他 | 計   |
|--------------|-----|-----|-----|-----|---|-----|
| 鉱 業 法        | 1   | 12  | 4   | 14  | 0 | 31  |
| 採 石 法        | 5   | 17  | 2   | 28  | 0 | 52  |
| 森 林 法        | 0   | 1   | 4   | 3   | 0 | 8   |
| 農 地 法        | 0   | 1   | 2   | 0   | 1 | 4   |
| 海 岸 法        | 0   | 1   | 0   | 2   | 0 | 3   |
| 自 然 公 園 法    | 0   | 5   | 0   | 3   | 0 | 8   |
| 河 川 法        | 0   | 1   | 1   | 0   | 0 | 2   |
| 砂 利 採 取 法    | 5   | 15  | 5   | 17  | 0 | 42  |
| 都 市 計 画 法    | 0   | 7   | 0   | 1   | 0 | 8   |
| そ の 他        | 0   | 0   | 2   | 0   | 0 | 2   |
| 計            | 11  | 60  | 20  | 68  | 1 | 160 |

- (注) 1 集計対象期間は、昭和26年1月31日～令和4年3月31日である。  
 2 関係法律が重複する場合は、主な関係法律に区分した。  
 3 鉱業法の認容の1件は、一部認容・一部却下のものである。  
 4 採石法の棄却のうち3件は、一部棄却・一部却下のものである。  
 5 自然公園法の棄却のうち1件は、一部棄却・一部却下のものである。  
 6 都市計画法の棄却のうち2件は、一部棄却・一部却下のものである。  
 7 森林法の棄却の1件は、一部棄却・一部却下のものである。  
 8 処分区分の他の1件は、送付である。

表 2-3-2 令和3年度に係属した不服の裁定事件一覧

| 事件番号                    | 事 件 名   | 申 請 人<br>(参加申立人) | 処 分 庁        | 申 請<br>(参加申立)<br>受付年月日 | 処理状況  |
|-------------------------|---|------------------|--------------|------------------------|-------|
| 平成30年<br>(フ)<br>第1号     | 山形県飽海郡遊佐町吉出<br>字臂曲地内の岩石採取計<br>画不認可処分に対する取<br>消裁定申請事件  | 秋 田 県 業 者<br>1 社 | 山 形 県<br>知 事 | 平 成<br>30. 9. 21       | 係 属 中 |
| 令 和 3 年<br>(フ)<br>第 1 号 | 沖 縄 県 糸 満 市 字 米 須<br>( 沖 縄 戦 跡 国 定 公 園<br>) 地 内 の 鉞 物 掘 採 に<br>係 る 措 置 命 令 に 対 す<br>る 取 消 裁 定 申 請 事 件 | 沖 縄 県 業 者<br>1 社 | 沖 縄 県<br>知 事 | 令 和<br>3. 8. 6         | 係 属 中 |

## 第1節 令和3年度に係属した不服の裁定事件

---

令和3年度に係属した不服の裁定事件は、次のとおりである。

### 1 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(公調委平成30年(フ)第1号事件)

#### (1) 原処分の概要

山形県知事(処分庁)は、申請人からされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成30年7月10日付けで同岩石採取計画を認可しないとの処分を行った。

#### (2) 申請の概要

処分庁は、申請人の岩石採取計画が実施されると鳥海山山麓の湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれ、当該上水道利用者に影響を及ぼすおそれがあること、また、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、同用水路施設や同用水を灌漑用水とする地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、さらに、遊佐町が「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」(平成25年遊佐町条例第27号)において、申請人の岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に採石法第33条の4の要件に該当するとして不認可処分としたが、かかる処分は違法なものであるとして、申請人は、平成30年9月21日付けで同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

#### (3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成30年10月17日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。これまで、8回の審理期日を開催するとともに、岩石採取計画と採石場周辺及び鳥海山山麓の湧水群の水量減少や水質悪化との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、審理手続を進めている。

本件手続の経過は、次のとおりである。

|            |         |
|------------|---------|
| 平成30年9月21日 | 裁定申請受付  |
| 10月17日     | 審理手続開始  |
| 平成31年3月25日 | 第1回審理期日 |
| 令和元年6月17日  | 第2回審理期日 |
| 9月17日      | 第3回審理期日 |
| 12月13日     | 第4回審理期日 |
| 令和2年3月9日   | 第5回審理期日 |
| 9月2日       | 第6回審理期日 |
| 11月24日     | 第7回審理期日 |
| 令和4年2月18日  | 第8回審理期日 |

## 2 沖縄県糸満市字米須（沖縄戦跡国定公園）地内の鉱物掘採に係る措置命令に対する取消裁定申請事件

（公調委令和3年（フ）第1号事件）

### (1) 原処分の概要

沖縄県知事（処分庁）は、申請人が自然公園法第33条第1項に基づき届け出た掘採行為に対して、令和3年5月14日に同法第33条第2項に基づく処分（措置命令）を行った。

### (2) 申請の概要

処分庁は、申請人が自然公園法第33条第1項に基づき届け出た沖縄県糸満市米須（沖縄戦跡国定公園の普通地域）地内での掘採行為の届出を令和3年3月18日に受理し、同年5月14日に申請人に対して、戦跡公園の風景の保全等の必要があるとして、同法第33条第2項に基づき以下の①～④の措置の実施を命じた。

- ① 遺骨の有無について関係機関と連携して確認し、関係機関による遺骨の収集に支障が生じないよう措置を講じること。
- ② 掘採区域の周辺、特に掘採区域の敷地境界に接している慰霊碑の区域における風景へ影響を与えないよう、必要に応じ、植栽等の措置を講じること。
- ③ ②を踏まえ、周辺植生と同様の植物群落に原状回復すること。
- ④ ①から③の各措置について、掘採開始前に県に報告し、協議すること。

しかし、本件処分は、同法第33条第2項の「当該公園の風景を保護するために必要があると認められるとき」に該当しないとして、申請人は、同年8月6日付けで同処分（措置命令）の取消しを求めて裁定を申請した。

### (3) 手続等の概要

裁定委員会は、令和3年9月5日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。これまで、2回の審理期日を開催するなど、審理手続を進めている。

本件手続の経過は、次のとおりである。

|           |         |
|-----------|---------|
| 令和3年8月6日  | 裁定申請受付  |
| 9月5日      | 審理手続開始  |
| 12月16日    | 第1回審理期日 |
| 令和4年3月24日 | 第2回審理期日 |

## 第2節 公害等調整委員会が行った裁定に対する取消訴訟

---

令和3年度における公害等調整委員会が行った裁定に対する取消訴訟の概要は、次のとおりである。

### 1 最高裁判所令和3年（行ツ）第161号裁定取消請求上告事件及び最高裁判所令和3年（行ヒ）第208号裁定取消請求上告受理事件

#### (1) 裁定事件の概要

岡山県岡山市北区御津矢原で採石業を営む会社である申請人が、中国経済産業局長（原処分庁）による採石法第28条に基づく採石権存続期間の更新決定申請に係る棄却処分に対する不服裁定を申請したものである。

この裁定申請に対し、公害等調整委員会の裁定委員会は、審理の結果、令和元年10月23日、前記申請を棄却する旨の裁定（以下この節において「本件裁定」という。）を行った（公調委平成31年（フ）第1号事件）。

#### (2) 取消訴訟の概要

申請人（原告）は、本件裁定を不服として、国を被告として、令和元年12月26日、東京高等裁判所に対し、その取消しを求める訴えを提起した。（東京高等裁判所令和元年（行ケ）第57号事件）

#### (3) 取消訴訟の経過

東京高等裁判所は、本件訴訟について審理の結果、令和3年2月18日、原告の請求を棄却するとの判決を言い渡した。

原告は、同判決に対し、上告するとともに上告受理申立てを行ったが、最高裁判所は、令和3年11月5日、本件上告理由は違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに民事訴訟法（平成8年法律第109号）第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当しないとして上告を棄却し、また、民事訴訟法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告審として受理しない決定をした。